

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、香川県収用委員会（香川県土木部土木監理課用地対策室内）において保管してあるので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により公告する。

平成20年12月24日

香 川 県 収 用 委 員 会

1 書面の種類

平成20年12月16日付け権利取得及び明渡しに係る裁決書の正本

2 通知を受けるべき者の氏名及び住所

藤井 弘 住所不明

ただし、最後の住所兼現在の住民票上の住所

香川県東かがわ市西山203番地

3 書面の受領等

当事務局にて、送達すべき事項を記載した書面の交付を受けること。

受領しないときは、平成21年1月14日をもって送達があったものとみなされる。